

総行市第213号  
法務省民一第1581号  
平成16年5月31日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

法務省民事局長

住民基本台帳事務処理要領の一部改正について（通知）

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者を保護するため、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号、自治振第150号等法務省民事局長、自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）の一部を下記のとおり改正することとしましたので、通知します。

なお、この旨を貴都道府県内の市区町村にも周知されるようお願いいたします。

記

第1 住民基本台帳事務処理要領の一部改正

住民基本台帳事務処理要領の一部を次のように改正する。

第2-3-(1)-ア-(イ)-A「要しない」の下に「。ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第2項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合等市町村長が法第11条第3項の規定に基づき請求を拒むかどうか判断するために特に必要があると認める場合は、請求事由等を明らかにさせること」を加える。

第2-3-(1)-ア-(イ)の次に次のように加える。

(ウ) ドメスティック・バイオレンス（配偶者暴力防止法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。）及びストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第7条に規定するストーカー行為等をいう。以下同じ。）の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、(ア)のほか第6-10によるものとする。

第2-3-(2)-①-ア中(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える

。

(ウ) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、(ア)のほか第6-10によるものとする。

第3-3-(1)-イ中「要しない。」の下に「ただし、配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合等市町村長が法第20条第2項において準用する法第12条第5項の規定に基づき請求を拒むかどうか判断するために特に必要があると認める場合は、請求事由等を明らかにさせること（法第20条及び法第12条第3項並びに戸籍の附票省令第1条）。」を加える。

第3-3-(1)中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、アのほか第6-10によるものとする。

第6-9の次に次のように加える。

10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置

市町村長は、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、法第11条第3項、第12条第5項及び第20条第2項において準用する第12条第5項に基づき、次の措置を講ずるものとする。

ア 申出の受付

(ア) 申出者

市町村長は、その備える住民基本台帳に記録又はその作成する戸籍の附票に記載されている者で、次に掲げる者から、コに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

A 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの

B ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあるもの

(イ) 申出者と同一の住所を有する者

市町村長は、申出者が、その同一の住所を有する者について、申出者と併せて支援措置を実施することを求める場合には、その旨の申出を併せて受け付ける。

(ウ) 他の市町村に係る申出

最初に申出を受けた市町村長（以下「当初受付市町村長」という。）は、申出者が、他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合にはその申出について、併せて申出書に記載することを求める。

(エ) 申出者の本人確認

当初受付市町村長は、申出者に対し、市町村の事務所への出頭を求め、住民基本台帳カード等の写真が貼付された身分証明書の提示を求めるなどの方法により、本人確認を行う。

(オ) 代理人の取扱い

代理人については、市町村の事務所への出頭を求め、法定代理人にあっては戸籍謄本その他その資格を証明する書類を、任意代理人にあっては指定の事実を確認するに足りる書類を提示させるなどの方法によりその資格を確認するとともに、(エ)に準じて代理人が本人であることを確認する。

イ 支援の必要性の確認

(ア) 申出者

当初受付市町村長は、申出者が、ア一(ア)に掲げる者に該当し、かつ、加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察の意見を聴き、確認する。

この場合において、市町村長は、警察の意見を聴く以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとしても差し支えない。

(イ) 申出者と同一の住所を有する者

当初受付市町村長は、ア一(イ)の申出を受けている場合には、加害者が、申出者の住所を探索する目的で、当該申出者と同一の住所を有する者の住民基本台帳の閲覧等の請求を行うおそれがあると認められるかどうかについて、併せて警察の意見を聴く等の方法により、確認する。

ウ 確認の結果の連絡

イにおいて支援の必要性を確認した当初受付市町村長は、その結果を申出者に

連絡する。

エ 他の市町村長への転送

イにおいて支援の必要性があることを確認した当初受付市町村長は、申出者が、他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合には、ア～(ウ)に基づき当該申出について併せて記載された申出書の写しを、当該他の市町村長に対して転送する。

オ 他の市町村における支援の必要性の確認及び確認結果の連絡

エの転送を受けた他の市町村長は、当初受付市町村長を経由して申出がなされたものとして、イの例により、支援の必要性を確認する。

なお、この場合、当該他の市町村長においては、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えない。

また、支援の必要性がないことを確認した場合には、その結果を、申出者に連絡する。

カ 支援措置の期間

支援措置の期間は、いずれの市町村における支援措置についても、ウに基づき当初受付市町村長が確認の結果を申出者に連絡した日から起算して一年とする。

キ 支援措置の延長

当初受付市町村長は、支援措置の期間終了の一月前から、支援措置の延長の申出を受けるものとし、申出があった場合には、イからオまでの例により処理する。

ク 支援措置の終了

市町村長は、次のいずれかに該当する場合には、支援措置を終了する。

A 支援対象者から支援の終了を求める旨の申出を受けたとき

なお、当該終了の申出は、当初受付市町村長がアの例により受け付け、他の市町村長においても支援を行っている場合には、当該他の市町村長に支援の終了を求める旨の申出があった旨を連絡する。

B 支援措置の期間を経過し、延長がなされなかったとき

C その他市町村長が支援の必要性がなくなったと認めるとき

なお、他の市町村長においても支援を行っている場合には、当該他の市町村長に支援の必要性がなくなったと認めた旨を連絡する。

ケ 被害者と同一の住所を有する者に対する支援措置の延長・終了

被害者と同一の住所を有する者に対する支援措置は、被害者を保護するための措置であるから、原則として被害者に対する支援措置の延長・終了に伴い、延長・終了するものとして差し支えない。

## コ 支援措置

### (ア) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求に係る支援措置

A 市町村長は、支援対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、以下のように取り扱う。

(A) 加害者が判明しており、加害者から請求がなされた場合  
不当な目的があるものとして請求を拒否する。

(B) 支援対象者本人から請求がなされた場合

加害者が支援対象者本人になりすまして行う請求に対し閲覧させることを防ぐため、ア(エ)に準じて本人確認をより厳格に行う。

ただし、市町村長が当該措置を不要と認める者については、この限りでない。

(C) その他の第三者から請求がなされた場合

加害者が第三者になりすまして行う請求に対し閲覧させることを防ぐため、ア(エ)に準じて本人確認をより厳格に行う。

また、加害者の依頼を受けた第三者からの請求に対し閲覧させることを防ぐため、請求事由についても関係文書の提示を求めるなど適宜の方法により、より厳格な審査を行う。

ただし、市町村長がこれらの措置を不要と認める者については、この限りでない。

B 市町村長は、その判断により、閲覧請求において特別の請求がない場合には、支援対象者を除く請求であるとみなし、支援対象者に係る部分を除外又は抹消した住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供することとして差し支えない。なお、この場合、市町村長は、閲覧請求用紙に明記する等により、あらかじめその旨を請求者に明らかにする。

ただし、このような取扱いをする場合でも、国又は地方公共団体の職員による職務上の請求の場合及びその他の者による支援対象者に係る閲覧を求める特別の請求の場合には、Aの例により取り扱う。

### (イ) 住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付請求に係る支援措置

市町村長は、支援対象者に係る住民票（世帯を単位とする住民票を作成している場合にあつては、支援対象者に係る部分。また、消除された住民票及び改製前の住民票を含む。）の写し等及び戸籍の附票（支援対象者に係る部分。また、消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。）の交付について、以下のように取り扱う。

(A) 加害者が判明しており、加害者から請求がなされた場合  
不当な目的があるものとして請求を拒否する。

ただし、(ア)―A―(C) に準じて請求事由をより厳格に審査した結果、請求に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましい。

(B) 支援対象者本人から請求がなされた場合

加害者が支援対象者本人になりすまして行う請求に対する交付を防ぐため、代理人若しくは使者又は郵送による請求を認めないこととする。ただし、特別の必要がある場合には、あらかじめ代理人若しくは使者を支援対象者と取り決める、支援対象者に確認をとるなどの措置を講じた上で、請求を認めることとする。

また、ア―(エ)に準じて本人確認をより厳格に行う。

ただし、市町村長が当該措置を不要と認める者については、この限りでない。

(C) その他の第三者から請求がなされた場合

加害者が第三者になりすまして行う請求に対する交付を防ぐため、ア―(エ)に準じて本人確認をより厳格に行う。

また、加害者の依頼を受けた第三者からの請求に対する交付を防ぐため、(ア)―A―(C)に準じて請求事由についてもより厳格な審査を行う。

ただし、市町村長がこれらの措置を不要と認める者については、この限りでない。

## 第2 実施期日

この通知は、平成16年7月1日から実施する。